



みんなのできる 地球温暖化防止活動

— 福島県地球温暖化防止活動推進員になりませんか!! —

※マークは県の地球環境保全のキャラクターです

福島県地球温暖化防止活動推進センター

事務局長 鈴木和隆

(特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク)

■温対法（おんたいほう）

温対法という法律があります。正式名称は、地球温暖化対策の推進に関する法律といえます。国連気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において京都議定書が採択された翌年の1998年に制定されました。これまで、パリ協定の採択や2050年カーボンニュートラル宣言などの時代背景の変化を受け、8回改正されています。制定当初から、第37条には地球温暖化防止活動推進員、第38条には地域地球温暖化防止活動推進センターの規定があります。

■福島県地球温暖化防止活動推進員（推進員）とは

推進員は、福島県知事が委嘱します。推進員になりたい人は、推進員養成研修会を受講し、委嘱申請をする必要があります。

養成研修会の開催会場と日時をお知らせいたします。

開催時刻は、いずれの会場も13時30分～16時です。住まいの地域以外でも参加は可能です。申し込み方法や研修の内容などの詳細は、ホームページをご覧ください。受講は無料です。

(<http://fukushima-ondankaboushi.org/1740/>)

- ・会津若松会場 10月4日（金）、アピオスペース
- ・大熊会場 11月1日（金）、Linkる大熊
- ・郡山会場 12月12日（木）、郡山市中央公民館

■推進員として委嘱を受けると

名刺やSNSに、「福島県地球温暖化防止活動推進員」と記載することができます。記載することで、推進としての自覚も高まりますし、周りから地球温暖化防止活動を率先するリーダーであることを分かってもらえます。

福島県センターからの様々な情報提供を受けたり、書籍やパネルなどを借りることもできます。スキルアップ講座、うちエコ診断士養成研修会、省エネ診断養成研修会などの講座を受講することもできます。

■みんなのできる地球温暖化防止活動

現在、福島県内には123人の推進員がおります。家庭や地域、職場で率先して、地球温暖化防止活動を実践しつつ、学校や公民館、企業などが行う地球温暖化防止をテーマにした、勉強会などの講師を務めています。(Web) <http://fukushima-ondankaboushi.org/>